



# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 2 日 (金)  
号外第 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (2) (障がい福祉課) . . . . 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

知的障害者福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市町村からの18歳以上の知的障がい者に係る知的障害者更生相談所の判定の依頼について定めた規定中、引用する知的障害者福祉法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第2号

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県知的障害者福祉法施行細則（平成15年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(判定の依頼) 第2条 法第9条第7項又は第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の判定を求めるときは、判定依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。	(判定の依頼) 第2条 法第9条第6項又は第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の判定を求めるときは、判定依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。